

国立大学法人東京学芸大学における大学発ベンチャーの支援内容及び申請様式等に関する要項の一部改正について

改正理由： 施設使用料の設定及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (大学発ベンチャーの支援内容) 第2条 ベンチャー支援規程第7条第2項に基づき、学長は、大学発ベンチャーの事業目的、本学への貢献内容等に応じ、本学の管理運営及び研究内容に支障のない範囲において、教育実践研究推進本部（以下「推進本部」という。）の審査を経て、以下の各号に定める支援を決定するものとする。ただし、第3号から第5号の支援については、企業又は法人からの希望に基づくものとする。 (1) 企業等に「東京学芸大学発ベンチャー」の名称を付与すること。 (2) 学芸ポータルにおいて、企業等が開催するイベント等の告知を行うこと。 (3) 学長が、大学発ベンチャー設立の経緯等を勘案し、特に認める場合において、本学の施設・設備（以下「施設等」という。）を有償又は無償にて使用することを認めること。 (4) ベンチャー支援規程第5条に定める支援期間内に限り、大学発ベンチャーの登記住所を大学の住所とすることを認めること。 (5) 本学が所有する知的財産権、ノウハウ等の使用に関する優遇措置を設けること。 2 〔省略〕 3 前項の規定にかかわらず、本学の管理運営及び研究内容等に直ちに支障が生じるおそれのある場合には、教育実践研究推進本部長（以下「本部長」という。）の決定により、支援の全部又は一部を停止することができる。なお、本部長の決定により支援の全部又は一部を停止した場合は、推進本部及び学長に報告するものとする。 。(使用料等) <u>第3条 前条第1項第3号の規定に基づき大学の施設等を有償で使用させる場合の使用料は、別表第1のとおりとする。</u> <u>2 施設等の使用者は、前項の使用料を、出納命令役の発行する請求書により指定された期日までに支払わなければならない。</u> <u>3 使用料は、必要があると認める場合には、推進本部の議を経て学長が改定することができる。</u> <u>4 原則として、既納の使用料は、返還しない。</u> (申請様式等)	〔省略〕 (大学発ベンチャーの支援内容) 第2条 ベンチャー支援規程第7条第2項に基づき、学長は、大学発ベンチャーの事業目的、本学への貢献内容等に応じ、本学の管理運営及び研究内容に支障のない範囲において、教育実践研究推進本部（以下「推進本部」という。）の審査を経て、以下の各号に定める支援を決定するものとする。ただし、第3号から第5号の支援については、企業又は法人からの希望に基づくものとする。 (1) 企業等に「東京学芸大学発ベンチャー」の名称を付与すること。 (2) 学芸ポータルにおいて、企業等が開催するイベント等の告知を行うこと。 (3) 学長が、大学発ベンチャー設立の経緯等を勘案し、特に認める場合において、本学の施設・設備を有償又は無償にて使用することを認めること。 (4) ベンチャー支援規程第5条に定める支援期間内に限り、大学発ベンチャーの登記住所を大学の住所とすることを認めること。 (5) 本学が所有する知的財産権、ノウハウ等の使用に関する優遇措置を設けること。 2 〔省略〕 3 前項の規定にかかわらず、本学の管理運営及び研究内容等に直ちに支障が生じるおそれのある場合には、教育実践研究推進本部長（以下「本部長」という。）の決定により、支援の全部又は一部を停止することができる。なお、本部長の決定により支援の全部又は一部を停止した場合は、推進本部及び学長に報告するものとする。 。(申請様式等)

第4条 ベンチャー支援規程第3条、第8条第1項及び第13条第2項で定める様式については、別紙様式1から別紙様式4のとおりとする。

(規程の改廃)

第5条 〔省略〕

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

〔省略〕

別表第1 (第3条関係)

1. 専有スペース

<u>入居時からの経過年数</u>	<u>使用料の額 (税別)</u> <u>(月額/平方メートル)</u>
<u>1年目～3年目</u>	<u>3,000円</u>
<u>4年目～5年目</u>	<u>4,000円</u>

2. コワーキングスペース

<u>入居時からの経過年数</u>	<u>使用料の額 (税別)</u> <u>(月額: 1企業当たり)</u>
<u>1年目～5年目</u>	<u>5,500円</u>

3. その他の施設

国立大学法人東京学芸大学施設等使用許可事務取扱要項 (平成16年4月1日制定) 第8条第2項に規定する使用料のとおりとする。

別紙様式1

大学発ベンチャー支援申請書

〔省略〕

(4) 支援期間内に限り、大学発ベンチャーの登記住所を大学の住所とすること。

第3条 ベンチャー支援規程第3条、第8条第1項及び第13条第2項で定める様式については、別紙様式1から別紙様式4のとおりとする。

(規程の改廃)

第4条 〔省略〕

〔省略〕

別紙様式1

大学発ベンチャー支援申請書

〔省略〕

(4) 本学施設の使用許可期間中に限り、登記住所を大学の住所とすること

- ☐ 希望無
- ☐ 希望有

〔省略〕

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

- ☐ 希望無
- ☐ 希望有

〔省略〕